高知県ライフライン復旧対策協議会 設置要綱

（目　的）

第１条　南海トラフ地震が発生した際のライフラインの早期復旧に向け、ライフライン事業者、学術機関及び行政機関が課題と対応策について協議し、事前対策を推進するため、高知県ライフライン復旧対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

（１）ライフライン事業者における南海トラフ地震発生後の復旧計画に関すること。

（２）復旧に向けた課題と対応策に関すること。

（３）行政機関の支援に関すること。

（４）ライフライン事業者と行政機関が連携した迅速に復旧を行うための体制づくりに関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、早期復旧に向けた事前対策を推進するために必要な事項に関すること。

（構　成）

第３条　協議会は、別表に掲げる機関で構成する。ただし、必要に応じて他の機関についても加えることができるものとする。

（会　長）

第４条　協議会に、別表に掲げる構成機関の互選により会長を置く。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会　議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　各機関は、議題に応じて出席者を調整することができる。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課に置く。

（雑　則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成30年２月21日から施行する。

２　第５条の規定にかかわらず、会長選出までの間は、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課長が会議を招集する。

附　則

この要綱は、平成30年３月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年６月14 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月29日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ライフライン事業者 | １ 四国電力株式会社高知支店２ 四国電力送配電株式会社高知支社３ 四国ガス株式会社高知支店４ 高知県ＬＰガス協会５ 西日本電信電話株式会社高知支店６ 株式会社ＮＴＴドコモ四国支社７ ＫＤＤＩ株式会社８ ソフトバンク株式会社９ 高知市上下水道局10 株式会社ＳＴＮｅｔ高知支店 |
| 学術機関 | １ 高知工科大学２ 高知大学 |
| 行政機関 | １ 国土交通省四国地方整備局２ 高知県３ 高知市 |